

福祉サポートまちだ事業充実権検討委員会 本日の検討項目について

検討課題等とスケジュール

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
開催日	7月6日(金) 13:00-16:00	8月21日(火) 14:00-16:00		10月29日(月) 10:00-12:00		12月17日(月) 10:00-12:00		1月28日(月) 10:00-12:00	(予備日)
開催回数	第1回委員会	第2回委員会		第3回委員会		第4回委員会		第5回委員会	第6回委員会
検討課題	<p>① 広報機能の拡充に向けた検討</p> <p>② 相談機能の拡充に向けた検討</p> <p>ア) 相談受付について</p> <p>イ) アセスメントについて</p> <p>ウ) 支援方針について</p>	<p>③ 成年後見制度利用促進機能の拡充に向けた検討</p> <p>ア) 本人・親族申し立ての支援について</p> <p>イ) 市長申し立てを適切に行える体制について</p>		<p>③ 成年後見制度利用促進機能の拡充に向けた検討</p> <p>ウ) 担い手の育成・活動の促進について</p> <p>④ 後見人支援機能の拡充に向けた検討</p> <p>ア) モニタリング・バックアップについて</p>		<p>④ 後見人支援機能の拡充に向けた検討</p> <p>ア) モニタリング・バックアップについて</p>		<p>検討結果のまとめ 2</p>	
その他の項目	今後の検討に向けた意見交換						不正防止についての意見交換		
備考		検討内容をHPで公開		検討内容をHPで公開		検討内容をHPで公開	サポート町田運営委員会開催	検討内容をHPで公開	検討内容をHPで公開

↑
本日の検討項目

福祉サポートまちだの事業の現状と課題について
～中核機関が担うべき役割を見据えた事業充実の検討～

3 利用促進機能の拡充（ア 本人・親族申し立ての支援について）

期待される効果例：申し立て者が申し立てを行いやすくなる。成年後見制度の利用が必要なケースについて適切に首長申し立てが行えるようになる。後見人候補者が養成され地域内の受任体制が充実する。市民への広報・啓発となる

現状の取り組み	課題分析	今後の方向性（案）
<p>ア①親族申し立てに対する相談・申し立て支援</p>	<p>ア①申し立てを進める親族間にトラブルや思惑があるように見受けられた際に、推進機関としてどこまで支援すべきか不安が残る。親族間のトラブルに巻き込まれる。</p> <p>ア①-2申立人自身の判断能力や理解力に不安を感じた場合どの様に対応すべきか。書類作成もままならない申立人に対し、適切な対応方法はどうかあるべきなのか課題が残る。</p> <p>ア①-3親族申し立て等の場合、申し立てに必要な書類は希望に応じて一式渡し、作成した書類等の確認やアドバイスも行っているが、最終的に申し立てを行ったのか結果までの把握が出来ていない。申し立てなかった場合、何につまづいて申し立て出来なかったのか等を分析できていない。【資料2】</p>	<p>ア①推進機関として法的な問題やトラブルに巻き込まれた際の適切な対応に備える体制づくりを進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推進機関として出来ることと出来ないことの整理を進める。 <p>ア①-2本人の権利擁護支援に向けたアセスメントの段階で、誰が申し立て人になれるかも含めた検討ができるような仕組みづくりを進める。</p> <p>ア①-3その後のフォローができるような面接時の対応をすすめる。</p> <p>例：申し立て支援時にアンケート用紙を渡し、その後申し立てたかどうか、何に苦労したか等を調査する。</p>

福祉サポートまちだの事業の現状と課題について
 ～中核機関が担うべき役割を見据えた事業充実の検討～

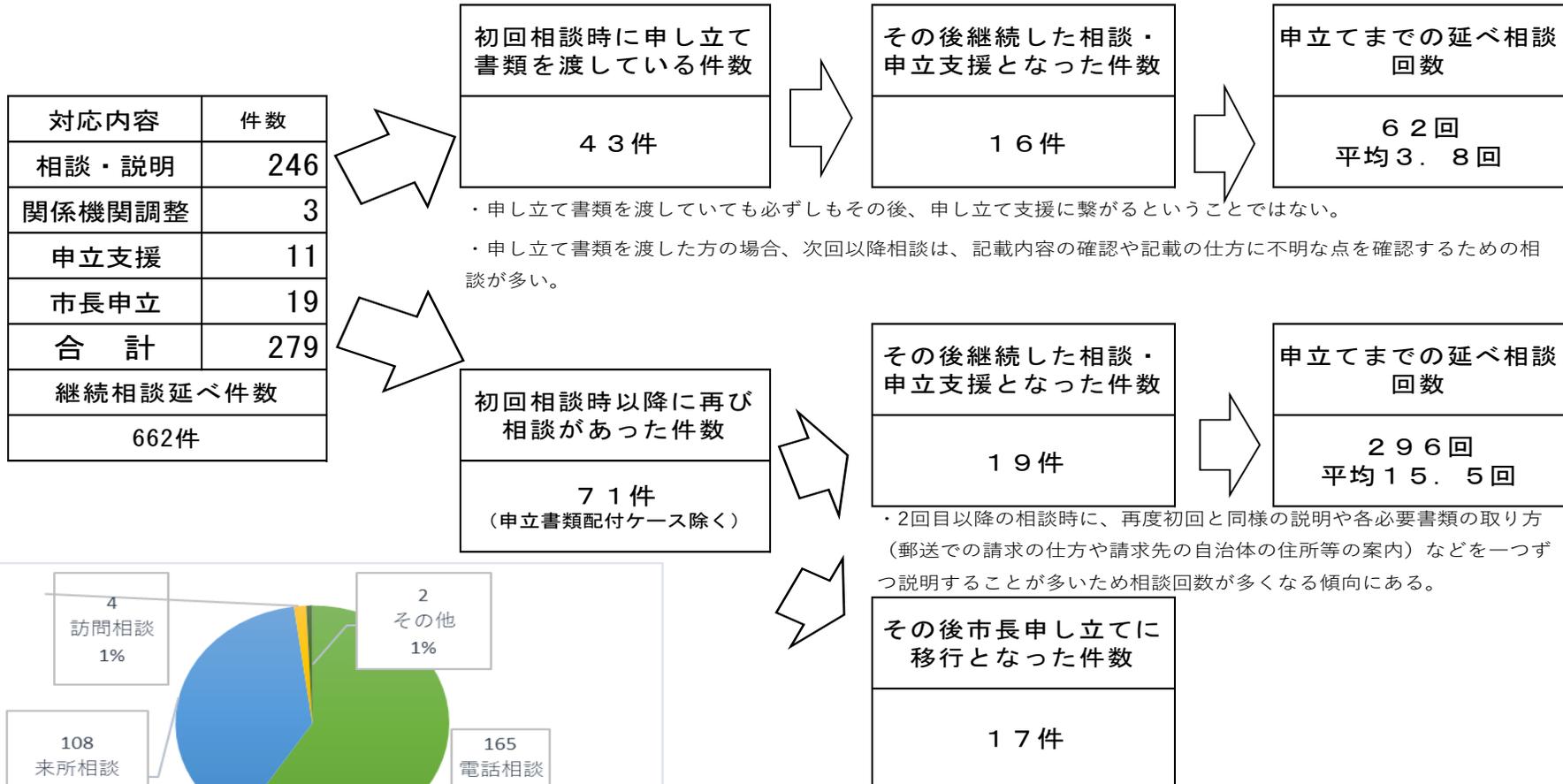
3 利用促進機能の拡充（ア 本人・親族申し立ての支援について）

期待される効果例：申し立て者が申し立てを行いやすくなる。成年後見制度の利用が必要なケースについて適切に首長申し立てが行えるようになる。後見人候補者が養成され地域内の受任体制が充実する。市民への広報・啓発となる

現状の取り組み	課題分析	今後の方向性（案）
<p>ア①親族申し立てに対する相談・申し立て支援</p>	<p>ア①-4支援センター等が、申し立て支援を行う際に困っていることや難しいと感じている事などについて、福祉サポートまちだとして把握が不十分である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉サポートまちだとして支援センターに対しどのような支援を行うべきか未整理となっている。 	<p>ア①-4支援センターの抱えている課題把握のための調査を実施し、スムーズな申し立てにつながるための仕組みや役割分担について関係部署との協議をすすめる。</p>
<p>ア②申し立て支援等に際し、後見人候補者となる専門職団体の紹介【資料3】</p>	<p>ア②後見人候補者推薦団体に推薦依頼を行うが、回答までに時間を要する。</p>	<p>ア②後見人候補者推薦団体との候補者の推薦の在り方について協議をすすめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 候補者推薦依頼をする際の目安が適当であるかの確認を進める。 市民後見人へのリレーについての検討をすすめる。

【資料2】 新規相談から申し立て支援につながる割合等

2017年度 福祉サポートまちだ 新規相談 対応別件数



2017年度福祉サポートまちだ新規相談受付方法別件数

【資料3】 申し立て支援、市長申し立て事務手続きの際の候補者の目安

《弁護士》

- ・ 裁判に発展する見通しが高く、高い専門性が求められる
- ・ 調整すべき案件が、法律にのっとった対応が必要な場合
- ・ 虐待案件で、相手方が弁護士を依頼しているようなケース
- ・ 本人が元気な時に弁護士に遺産相続や遺言等について相談していたようなケース
- ・ 多額の負債があるケース

《司法書士》

- ・ 身近な生活紛争、少額訴訟
- ・ 負債があり、自己破産も含めた対応が必要な方
- ・ 経済的な虐待ケース

《社会福祉士》

- ・ 虐待ケース等で家族調整が必要な方
- ・ 入所を視野に入れ、施設情報等が必要な方
- ・ 在宅生活者でサービス利用、事業所との調整、支援センターとの関わりが必要な方

《市民後見人》

- ・ 多額な負債等が無く、親族間でのトラブル等も無い方
- ・ 在宅生活者に関しては、身上保護に重点を置くような対応が必要な方
- ・ 施設入所者の方に関しては、施設での生活が安定している方
- ・ 入院者は長期入院者が多く、病状的に変化が無く、転院の見込みも無い方
- ・ 上記の条件等を満たし受任調整委員会（推進機関内の委員会）にかけ、妥当であると判断されたケース

福祉サポートまちだの事業の現状と課題について
 ～中核機関が担うべき役割を見据えた事業充実の検討～

3 利用促進機能の拡充（イ 市長申し立てを適切に行える体制について）

期待される効果例：申し立て者が申し立てを行いやすくなる。成年後見制度の利用が必要なケースについて適切に首長申し立てが行えるようになる。後見人候補者が養成され地域内の受任体制が充実する。市民への広報・啓発となる

現状の取り組み	課題分析	今後の方向性（案）
<p>イ①市長申し立て検討会の開催・事務手続き 【資料4】 【資料5】 【資料6】</p>	<p>イ①市長申し立て検討会への事案の提案について、課や担当による格差がある。【資料5】 イ①-2市長申し立て検討会での検討内容が申し立ての要件確認のみとなっている。【資料4】 イ①-3後見人候補者推薦団体に推薦依頼を行うが、回答までに時間を要する。【資料6】 イ①-4市長申し立ての手続き中に、親族申し出により申立人が切り替わる際の基準が明確でない。</p>	<p>イ①事案提案について、関係各課の職員が同じような意識のもと市長申し立ての手続きが行えるような働きかけを行う。 例：市長申し立てのための手引きやQ&Aの作成や説明会の実施など イ①-2専門職が参加した、権利擁護支援のアセスメントや後見ニーズの見極めに向けた会議の場づくりのための話し合いの実施 イ①-3後見人候補者推薦団体との候補者の推薦の在り方について協議をすすめる イ①-4申立人を親族へ切り替える際の基準を整理する</p>

【資料4】

成年後見制度 市長申立ケースの流れ

STEP 1 まずは、何らかのフォーマル・インフォーマルサービスで解決できないか、関係者の支援が得られないかどうか、市担当課と検討（相談）をします。

本人と関わりのある（一番関係する・情報を持っている）担当課

高齢者福祉課

生活援護課

障がい福祉課

ひかり療育園

STEP 2 STEP 1を踏まえ、さまざまな状況を確認した結果、親族がいない（関われない）ことと、成年後見制度を利用しなければ、対象者の権利が護られない（サービス提供ができない、居所の確保ができない、複数問題がからみ、判断出来るキーパーソンがいない）ことを市担当課が判断。

重要！3つのガイドラインに沿って再度確認を

1. 本人申立できない（後見レベル）
2. 申立できる親族がいない
3. 緊急性が高い

STEP 3 事務局（福祉サポートまちだ）へ検討会相談
事例検討シート作成
☆事案は検討会を構成している市担当課が提案できます。（事業者単位ではありません）

市長申立検討会開催（申立事務の開始を検討する）

検討会は不定期であり、事案があったときに開催されます。

- 市担当課 高齢者福祉課、生活援護課、障がい福祉課、ひかり療育園より
検討メンバーを選出
- 事務局 福祉サポートまちだ、福祉総務課

了承（市担当課決裁）

福祉サポートまちだ

本人面接、申立書類作成、関係者との連絡調整、
後見人候補者調整

申立書提出

福祉総務課

申立に関する事務（親族調査、診断書依頼、
申立費用）

郵送申立

家庭裁判所

【資料5】

年度・担当課別 市長申し立て検討会提案件数

担当課／年度	2017年度	2016年度	2015年度	合計
生活援護課	12	13	12	37
高齢者福祉課	12	10	10	32
障がい福祉課	0	3	1	4
ひかり療育園	0	2	0	2
合計	24	28	23	75

【資料6】

専門職への候補者依頼実績（市長申し立て分）

職種／年度	2017年度	2016年度	2015年度	合計
弁護士	0	3	4	7
司法書士	11	5	6	22
社会福祉士	12	6	12	30
その他	2	1	1	4
合計	25	15	23	63

※申立件数と実績には審判時期等による差あり

福祉サポートまちだの事業の現状と課題について
～中核機関が担うべき役割を見据えた事業充実の検討～

3 利用促進機能の拡充（ウ 担い手の育成・活動の促進について）

期待される効果例：申し立て者が申し立てを行いやすくなる。成年後見制度の利用が必要なケースについて適切に首長申し立てが行えるようになる。後見人候補者が養成され地域内の受任体制が充実する。市民への広報・啓発となる

現状の取り組み	課題分析	今後の方向性（案）
<p>ウ①市民後見人育成研修の実施</p>	<p>ウ①実施回数を重ねるごとに研修への参加者が減少している 【資料7】 ウ①-2市民後見人候補登録者を育成することを主眼に置いてきたため、多くの市民に広く関心を持ってもらうための育成研修とはなっていない。【資料8】 ウ①-3研修の期間が長いため、スケジュールが合わない、生活環境の変化等により受講継続が困難になる。【資料9】【資料10】 【資料11】 ウ①-4市民後見人候補登録者向けのフォローアップ研修への参加者が固定されている。</p>	<p>ウ①より参加しやすい研修の在り方を検討し新基準での実施をすすめる。 ウ①-2市民後見人育成研修に参加した受講生に、サポーターとして協力を仰ぎ、地域での成年後見制度の啓発等すそ野を広げる活動に協力をしてもらう等、市民の活躍の場を増やす。 ウ①-3 DVD視聴による対応など、質を確保しながらも多くの受講生が参加しやすい柔軟な対応を目指す。 ウ①-4 研修テーマの工夫</p>

福祉サポートまちだの事業の現状と課題について
 ～中核機関が担うべき役割を見据えた事業充実の検討～

3 利用促進機能の拡充（ウ 担い手の育成・活動の促進について）

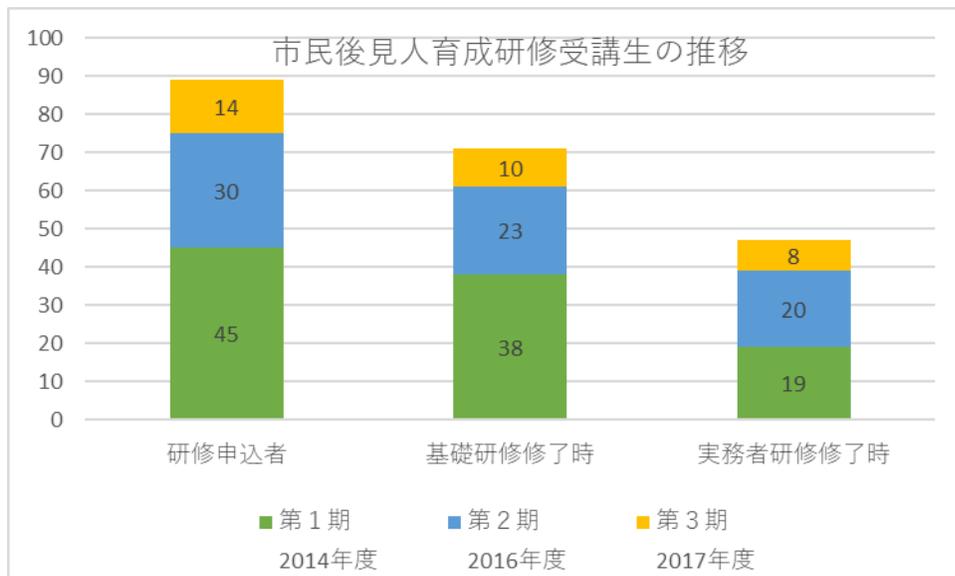
期待される効果例：申し立て者が申し立てを行いやすくなる。成年後見制度の利用が必要なケースについて適切に首長申し立てが行えるようになる。後見人候補者が養成され地域内の受任体制が充実する。市民への広報・啓発となる

現状の取り組み	課題分析	今後の方向性（案）
ウ①市民後見人育成研修の実施	ウ①-5市民後見人の受任が単独受任+社協の法人後見監督のみとなっており、受任に際し不安を述べる市民後見人候補者が多い。	ウ①-5法人後見のサポーターとしての受任から、その後単独受任へ移行していく方法や、複数後見等、市民後見人の受任の在り方や法人後見の在り方を見直し、受任に向けた精神的なハードルを下げる工夫を検討していく。 ・家庭裁判所へ、福祉サポートまちだとしての考えについて、理解を得られるような働きかけを行い、連携を密にしていく。

【資料 7】

市民後見人育成研修受講生の推移

	第1期 2014年度	第2期 2016年度	第3期 2017年度
オリエンテーション 参加者数	130名	71名	39名
研修申込者	45名	30名	14名
基礎研修修了時	38名	23名	10名
養成研修修了時	32名	カリキュラム変更し実務者研修と統合	
実務者研修修了時	19名	20名	8名
市民後見人候補 登録者	15名	15名(2018.7.31現在) 今後も追加予定	研修継続中のため 未確定



【資料 8】

町田市市民後見人育成研修募集要項

応募資格

育成研修に応募できる者は次の各項目をすべて満たすものであること。

- ①町田市在住、又は近隣市区在住であること。
- ②育成研修オリエンテーションに参加していること。
- ③基礎研修・実務者研修の全日程に参加が可能であること。
- ④2017年4月1日現在における年齢が20歳以上68歳程度までの者であること。
- ⑤市民後見人として活動する意思があること。
- ⑥弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、税理士、精神保健福祉士として各指定登録機関への登録を行っていないこと。
- ⑦親族以外の、任意後見受任者や任意後見人でないこと。
- ⑧反社会的勢力等に該当・関与していないこと。
- ⑨次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 成年被後見人、被保佐人、被補助人の審判を受けた者
 - イ 民法第847条に規定する後見人の欠格事由に該当する者
 - ウ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第1項の規定により成年被後見人とみなされる者及び同条第2項の規定により被保佐人とみなされる者

【資料10】

育成研修期間中の受講者数

	第1期 2014年度	第2期 2016年度	第3期 2017年度
研修決定者	40	29	14
選考後	(辞2) 38	(辞3) 26	(辞3) 11
基礎研修修了	38	23	(辞1) 10
選考後	(辞1) 34	(辞1) 22	(辞2) 8
養成研修修了	32	カリキュラム変更し実務者研修と統合	
選考後	(辞2) 20		
実務者研修修了後	(辞1) 19	20	8
市民後見人候補 登録前	(辞4) 15	(辞3) 16	研修継続中のため 未確定
活動保留	4	2	
辞退者総数	10	7	6 (8/1現在)

【資料11】

辞退（活動保留）理由

	第1期 2014年度	第2期 2016年度	第3期 2017年度
仕事との調整 が困難	6	3	1
家族等の介護	5	1	1
後見人をする 自信が無い	1	2	1
不明	2	3	3
合計	14	9	6

辞退（活動保留）理由

